

証券コード9757
株式会社 船井総合研究所



第 **44** 回 **定時株主総会
招集ご通知**

開催
日時

平成26年3月29日(土曜日)
午前10時

開催
場所

ホテルグランヴィア大阪 20F
なにわ
名庭の間

 明日のグレートカンパニーを創る
Funai Soken

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第44回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「人・企業・社会の未来を創る」というグループ理念に基づき、船井総研グループに関わる人・企業、そして社会に対して、より良い未来を提案し、その実現を全力でサポートしてまいります。

今後とも株主の皆様、お客様とともに進化し、全役職員一丸となって邁進してまいりますので、引続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年3月

代表取締役社長

高嶋 栄





目 次

◆ 第44回定時株主総会招集ご通知	3
◆ 株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 吸収分割契約承認の件	8
第3号議案 定款一部変更の件	27
第4号議案 取締役8名選任の件	29
第44回定時株主総会招集ご通知添付書類	
◆ 事業報告	33
1. 当社グループの現況に関する事項	33
2. 会社の株式に関する事項	43
3. 会社の新株予約権等に関する事項	44
4. 会社役員に関する事項	45
5. 会計監査人に関する事項	49
6. 会社の体制及び方針	50
◆ 連結計算書類	52
◆ 計算書類	55
◆ 監査報告書	58
◆ 株主メモ	62

(注) 本招集ご通知に記載しておりますグラフ、写真などは、ご参考情報であります。

証券コード 9757
平成26年3月12日

株 主 の 皆 様 へ

大阪市中央区北浜4丁目4番10号
株式会社 船井総合研究所
代表取締役社長 高 嶋 栄

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

株主様におかれましては以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議 決 権 行 使 の ご 案 内

当 日 ご 出 席 の 場 合



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

当 日 ご 出 席 願 え な い 場 合



郵送（議決権行使書）による議決権行使

後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**平成26年3月28日（金曜日）午後5時までに到着**するようご返送ください。



インターネット等による議決権行使

詳細は5頁から6頁までの「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご高覧ください。

議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従い、**平成26年3月28日（金曜日）午後5時までに賛否をご入力**ください。

なお、インターネットと議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時

平成26年3月29日(土曜日)午前10時

2. 場 所

大阪市北区梅田3丁目1番1号

ホテルグランヴィア大阪20F なにわ **名庭の間** (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第44期(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第44期連結計算書類監査結果報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件**
 - 第2号議案 吸収分割契約承認の件**
 - 第3号議案 定款一部変更の件**
 - 第4号議案 取締役8名選任の件**

- 4.** 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.funaisoken.co.jp/>) に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりませんのでご了承ください。

①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

ご案内

- 当日ご出席の際は、紙資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.funaisoken.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)^{*}から、当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。)

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

パソコンまたはスマートフォン



議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意

インターネット接続にファイアーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使



iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。

議決権行使サイトへアクセス

議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>



1「次の画面へ」をクリック

インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【ご注意事項】

- ・株主様以外の第三者による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますので、ご了承ください。
- ・株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使は、株主総会前営業日の**平成26年3月28日(金曜日)午後5時まで**受付いたしますが、お早めに行使用いただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

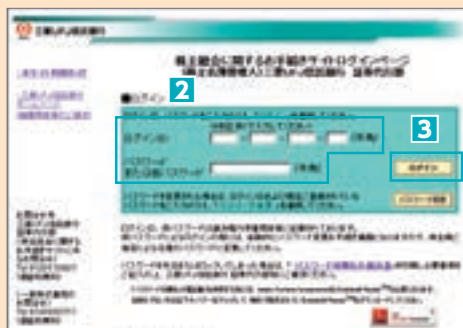
システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

(受付時間 午前9時から午後9時まで)

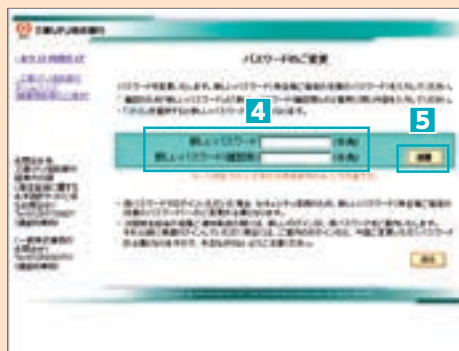
ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3 「ログイン」をクリック

メニューから議決権行使を選択



4 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

5 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主

総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、業績を考慮した剰余金配当を実施することを基本方針としております。この方針に従い、期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類	金銭
2. 配当財産の割当てに 関する事項及びその金額	当社普通株式 1株につき19円 配当総額 535,840,109円
これにより中間配当金(1株につき10円)と合わせまして年間配当金は1株につき29円となります。	
3. 剰余金の配当が効力を生じる日	平成26年3月31日(月曜日)

第2号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

当社グループを取り巻く経済環境は、経済政策及び金融政策の効果や、円安等による輸出環境の改善などを背景に景気の持ち直しが期待される一方で、海外特に新興国の景気の鈍化による景気の下振れリスクがあります。このような背景の中で企業は新たな事業モデルの創出や事業の拡大、既存事業の改善等多くの課題が発生してくるものと認識しております。

当社グループは、クライアント企業に総合的かつ高品質な経営コンサルティングサービスを提供することで広く社会に貢献する企業でありたいと考えております。クライアントからの多種多様なニーズに対し親身に応えとともに高品質の経営コンサルティングサービスを提供していくため、新規事業の設立やM&A等による機動的かつ戦略的な事業領域の拡充が必要です。グループ全体のガバナンスを維持しつつ、業容を拡大し、当社グループの成長を加速させるためには持株会社体制への移行が最適であると判断し、移行を決定いたしました。

以上の目的から、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の承認及び吸収分割契約の効力発生を条件とし、平成26年7月1日(予定)付で、当社の営む経営コンサルティング事業を株式会社船井総合研究所分割準備会社(平成26年7月1日付で「株式会社船井総合研究所」に商号変更予定。)に、同じく営業サポート事業を株式会社船井総研コーポレートルレーションズ分割準備会社(平成26年7月1日付で「株式会社船井総研コーポレートルレーションズ」に商号変更予定。)に、それぞれ吸収分割の方法により承継させることといたしたく存じます。なお、株式会社船井総合研究所分割準備会社及び株式会社船井総研コーポレートルレーションズ分割準備会社は、当社の100%子会社であります。

2. 吸収分割契約の内容の概要

①経営コンサルティング事業(株式会社船井総合研究所分割準備会社)

吸収分割契約書

平成26年2月18日

【吸収分割会社】

甲 大阪市中央区北浜四丁目4番10号
株式会社 船井総合研究所
代表取締役 高 嶋 栄

【吸収分割承継会社】

乙 大阪市中央区北浜四丁目4番10号
株式会社 船井総合研究所分割準備会社
代表取締役 高 嶋 栄

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲の経営コンサルティング事業（以下、「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約を締結したので、本契約締結の証として本書1通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本1通を保有し、乙がその写し1通を保有する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商 号：株式会社船井総合研究所（但し、平成26年7月1日付で
「株式会社船井総研ホールディングス」に商号変更予定。）

住 所：大阪市中央区北浜四丁目4番10号

(2) 吸収分割承継会社

商 号：株式会社船井総合研究所分割準備会社（但し、平成26年7月1日付で
「株式会社船井総合研究所」に商号変更予定。）

住 所：大阪市中央区北浜四丁目4番10号

第 2 条（承継する権利義務）

乙は、本吸収分割に際し、【別紙 A（承継権利義務明細書）】に基づき、平成25年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。但し、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

2. 債務の承継は重畳的（併存的）債務引受の方法によるものとし、本吸収分割により乙が甲から承継する債務全てについて、甲は引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

第3条（承継する不動産）

乙が、本吸収分割に際し、甲から承継する不動産（以下、「対象不動産」という。）については、次のとおりとする。

1. 対象不動産
【別紙B（承継不動産明細書）】に記載された全ての不動産とする。
2. 対象不動産の面積
甲及び乙は、対象不動産が登記記録上の表示面積を基礎として定められたことを確認し、対象不動産の実測面積、地目等が【別紙B（承継不動産明細書）】記載のものと相違することを理由として、何らの異議、苦情等を申し出ない。
3. 所有権の移転
 - (1) 対象不動産の所有権は、本吸収分割の効力発生日付で、甲から乙に移転し、甲は、対象不動産の所有権の移転が円滑に行われるように乙に協力して必要な手続を行う。
 - (2) 甲及び乙は、本吸収分割の商業登記完了後、「平成26年7月1日会社分割」を登記原因として、対象不動産に関する会社分割による所有権移転登記の申請を行う。
4. 租税公課等の負担
対象不動産につき、甲が負担すべき賦課金及び負担金については、宛名・名義の如何に関わらず、本吸収分割の効力発生日付で区分し、本吸収分割の効力発生日の前日より前の期間に対応する部分については甲の負担とし、本吸収分割の効力発生日以降の期間に対応する部分については乙の負担とする。

第4条（吸収分割対価の交付及び割当て）

乙は、本吸収分割に際して、普通株式119,000株を新規発行し、その全てを甲に割り当てる。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

乙が、本吸収分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 資本金 | 金29億5,000万円 |
| (2) 資本準備金 | 金7億5,000万円 |
| (3) 利益準備金 | 金0円 |

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日は、平成26年7月1日とする。但し、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。

2. 前項但し書の場合、甲は、平成26年7月1日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

第7条（分割承認総会）

甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

2. 乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む）を求めるものとする。

第 8 条（競業避止義務の免除）

甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。

第 9 条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

第10条（分割条件の変更及び吸収分割契約の解除）

本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲及び乙は協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（分割契約の効力）

本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第12条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙は協議のうえ、これを決定する。

承継権利義務明細書

1. 承継する資産、負債

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に属する次に掲げるとおりの資産、負債とする（但し、東京支店における管理業務に属するものを除く。）。

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、営業債権、棚卸資産等の流動資産（但し、有価証券及び短期貸付金を除く。）

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する建物、備品、土地等の有形固定資産（但し、リース資産を除く。）

② 無形固定資産

本件事業に属するソフトウェア等の無形固定資産（但し、商標権、電話加入権及び借地権を除く。）

③ 投資その他の資産

本件事業に属する前払年金費用、破産更生債権等の投資その他の資産（但し、投資有価証券、子会社株式、出資金、貸付金、保険積立金及び長期預金を除く。）

(3) 流動負債

本件事業に属する未払金、前受金、賞与引当金等の流動負債（但し、借入金及びリース債務を除く。）

(4) 固定負債

本件事業に属する繰延税金負債等の固定負債（但し、社債及びリース債務を除く。）

2. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する労働者（嘱託社員、准社員、採用内定者、パート社員、アルバイト等を含む。）並びに、本件事業に従として従事する社長室及び財務部以外のパート社員に関する全ての雇用契約、労使協定及び労働協約

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約等以外の契約等

本吸収分割の効力発生日において、甲が締結している本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務（但し、次に掲げる契約に関するものを除く。）とする。なお、本吸収分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務に抵触し、かつ、当該各契約の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該各契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該各契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、当該各契約上の地位等を承継対象権利義務から除外する。

① 資金調達に関する契約（銀行取引約定書、当座貸越約定書、社債及び甲の株式に関する契約を含み、資産の流動化に関する契約（本契約締結後にその信用補完に関して締結された契約を除く。）を除く。）

② 関係会社に対する貸付に関する契約及びグループ運営等を担う管理部門が管理する契約

③ 金融派生商品に関する契約（外国為替予約等に関するものを除く。）

④ グループ運営等を担う管理部門が管理するライセンス契約

- ⑤グループ運営等を担う管理部門が管理する業務委託及び各種取決めに関する契約
 - ⑥グループ運営等を担う管理部門が管理する関係会社との間で締結された契約
 - ⑦グループ運営等を担う管理部門が管理する弁護士、監査法人、金融機関、コンサルティング会社、税理士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士等との間で締結された契約
 - ⑧グループ運営等を担う管理部門が管理する器具備品に関する契約
 - ⑨グループ運営等を担う管理部門が管理する東京支店不動産の賃貸借契約等管理業務に関する契約
 - ⑩その他上記の契約に関連する一切の契約（覚書、合意書等名称の如何を問わない。）
- (2) 許認可等
甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（但し、グループ運営等に関する事業部門が管理するものを除く。）

別紙B

承継不動産明細書

不動産の表示

1. 不動産番号：0107000067597
 所 在：東京都品川区西五反田六丁目
 地 番：12番1
 地 目：宅 地
 地 積：389.95㎡
2. 不動産番号：0107000071269
 所 在：東京都品川区西五反田六丁目12番地1
 家 屋 番 号：12番1の3
 種 類：事務所
 構 造：鉄骨・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建
 床 面 積：1階 280.20㎡ 2階 313.21㎡ 3階 313.21㎡ 4階 284.26㎡
 5階 237.85㎡ 6階 185.18㎡ 7階 142.19㎡ 地下1階 293.90㎡
3. 不動産番号：0108000136205
 所 在：東京都大田区上池台五丁目
 地 番：292番2
 地 目：宅 地
 地 積：1.47㎡
4. 不動産番号：0108000136209
 所 在：東京都大田区上池台五丁目
 地 番：293番1
 地 目：宅 地
 地 積：264.46㎡
5. 不動産番号：0108000136210
 所 在：東京都大田区上池台五丁目
 地 番：293番2
 地 目：宅 地
 地 積：59.50㎡

6.不動産番号:0108010053675

所 在:東京都大田区上池台五丁目293番地1、293番地2

家 屋 番 号:293番1の2

種 類:共同住宅

構 造:鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

床 面 積:1階 183.59㎡ 2階 137.94㎡ 3階 137.94㎡

7.不動産番号:1414000104197

所 在:兵庫県宝塚市雲雀丘一丁目

地 番:42番2

地 目:宅 地

地 積:396.80㎡ 此の持分11分の5

8.不動産番号:1414000104198

所 在:兵庫県宝塚市雲雀丘一丁目

地 番:42番5

地 目:宅 地

地 積:45.85㎡ 此の持分11分の5

9.(一棟の建物の表示)

所 在:兵庫県宝塚市雲雀丘一丁目42番地2

構 造:軽量鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積:1階 160.38㎡ 2階 213.84㎡ 3階 213.84㎡

(専有部分の建物の表示)

不動産番号:1414000108584

家 屋 番 号:雲雀丘一丁目42番2の2

建物の名称:201

種 類:居 宅

構 造:軽量鉄骨造1階建

床 面 積:2階部分 50.44㎡

10.(一棟の建物の表示)

所 在:兵庫県宝塚市雲雀丘一丁目42番地2

構 造:軽量鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積:1階 160.38㎡ 2階 213.84㎡ 3階 213.84㎡

(専有部分の建物の表示)

不動産番号:1414000108588

家 屋 番 号:雲雀丘一丁目42番2の6

建物の名称:303

種 類:居 宅

構 造:軽量鉄骨造1階建

床 面 積:3階部分 51.06㎡

11.(一棟の建物の表示)

所 在：兵庫県宝塚市雲雀丘一丁目42番地2

構 造：軽量鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積：1階 160.38㎡ 2階 213.84㎡ 3階 213.84㎡

(専有部分の建物の表示)

不動産番号：1414000108589

家 屋 番 号：雲雀丘一丁目42番2の7

建物の名称：304

種 類：居 宅

構 造：軽量鉄骨造1階建

床 面 積：3階部分 51.84㎡

12.(一棟の建物の表示)

所 在：兵庫県宝塚市雲雀丘一丁目42番地2

構 造：軽量鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積：1階 160.38㎡ 2階 213.84㎡ 3階 213.84㎡

(専有部分の建物の表示)

不動産番号：1414000108591

家 屋 番 号：雲雀丘一丁目42番2の9

建物の名称：102

種 類：居 宅

構 造：軽量鉄骨造1階建

床 面 積：1階部分 51.65㎡

13.(一棟の建物の表示)

所 在：兵庫県宝塚市雲雀丘一丁目42番地2

構 造：軽量鉄骨造陸屋根3階建

床 面 積：1階 160.38㎡ 2階 213.84㎡ 3階 213.84㎡

(専有部分の建物の表示)

不動産番号：1414000108592

家 屋 番 号：雲雀丘一丁目42番2の10

建物の名称：301

種 類：居 宅

構 造：軽量鉄骨造1階建

床 面 積：3階部分 51.65㎡

以 上

②営業サポート事業(株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ分割準備会社)

吸収分割契約書

平成26年2月18日

【吸収分割会社】

甲 大阪市中央区北浜四丁目4番10号
株式会社 船井総合研究所
代表取締役 高 嶋 栄

【吸収分割承継会社】

乙 大阪市中央区北浜四丁目4番10号
株式会社 船井総研コーポレイトリレーションズ分割準備会社
代表取締役 柳 樂 仁 史

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲の営業サポート事業（以下、「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約を締結したので、本契約締結の証として本書1通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本1通を保有し、乙がその写し1通を保有する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商 号：株式会社船井総合研究所（但し、平成26年7月1日付で
「株式会社船井総研ホールディングス」に商号変更予定。）

住 所：大阪市中央区北浜四丁目4番10号

(2) 吸収分割承継会社

商 号：株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ分割準備会社（但し、平成26年7月1日付で「株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ」に商号変更予定。）

住 所：大阪市中央区北浜四丁目4番10号

第 2 条（承継する権利義務）

乙は、本吸収分割に際し、【別紙（承継権利義務明細書）】に基づき、平成25年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。但し、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

2. 債務の承継は重疊的（併存的）債務引受の方法によるものとし、本吸収分割により乙が甲から承継する債務全てについて、甲は引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。但し、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

第 3 条 (吸収分割対価の交付及び割当て)

乙は、本吸収分割に際して、普通株式4,000株を新規発行し、その全てを甲に割り当てる。

第 4 条 (資本金及び準備金の額に関する事項)

乙が、本吸収分割により増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 資 本 金 | 金0円 |
| (2) 資本準備金 | 金1,250万円 |
| (3) 利益準備金 | 金0円 |

第 5 条 (効力発生日)

本吸収分割の効力発生日は、平成26年7月1日とする。但し、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。

2. 前項但し書の場合、甲は、平成26年7月1日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

第 6 条 (分割承認総会)

甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

2. 乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む）を求めるものとする。

第 7 条 (競業避止義務の免除)

甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第21条に定める競業避止義務を負わないものとする。

第 8 条 (会社財産の善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

第 9 条 (分割条件の変更及び吸収分割契約の解除)

本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲及び乙は協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条 (分割契約の効力)

本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙は協議のうえ、これを決定する。

別紙

承継権利義務明細書

1. 承継する資産、負債

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に属する次に掲げるとおりの資産、負債とする（但し、東京支店における管理業務に属するものを除く。）。

(1) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、前払費用等の流動資産（但し、有価証券及び短期貸付金を除く。）

(2) 固定資産

① 有形固定資産

本件事業に属する建物附属設備、備品、リース資産等の有形固定資産（但し、土地及び建物を除く。）

② 無形固定資産

本件事業に属するソフトウェア等の無形固定資産（但し、商標権、電話加入権及び借地権を除く。）

③ 投資その他の資産

本件事業に属する前払年金費用等の投資その他の資産（但し、投資有価証券、子会社株式、出資金、貸付金、保証金、保険積立金及び長期預金を除く。）

(3) 流動負債

本件事業に属する未払金、リース債務、賞与引当金等の流動負債（但し、借入金を除く。）

(4) 固定負債

本件事業に属するリース債務、繰延税金負債等の固定負債（但し、社債を除く。）

2. 承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する労働者（嘱託社員、准社員、パート社員、アルバイト等を含む。）に関する全ての雇用契約、労使協定及び労働協約

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約等以外の契約等

本吸収分割の効力発生日において、甲が締結している本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務（但し、次に掲げる契約に関するものを除く。）とする。なお、本吸収分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務に抵触し、かつ、当該各契約の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該各契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できない見込みがない場合、その他当該各契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、当該各契約上の地位等を承継対象権利義務から除外する。

①資金調達に関する契約（銀行取引約定書、当座貸越約定書、社債及び甲の株式に関する契約を含み、資産の流動化に関する契約（本契約締結後にその信用補完に関して締結された契約を除く。）を除く。）

②関係会社に対する貸付に関する契約及びグループ運営等を担う管理部門が管理する契約

③金融派生商品に関する契約（外国為替予約等に関するものを除く。）

④グループ運営等を担う管理部門が管理するライセンス契約

⑤グループ運営等を担う管理部門が管理する業務委託及び各種取決めに関する契約

- ⑥グループ運営等を担う管理部門が管理する関係会社との間で締結された契約
 - ⑦グループ運営等を担う管理部門が管理する弁護士、監査法人、金融機関、コンサルティング会社、税理士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士等との間で締結された契約
 - ⑧グループ運営等を担う管理部門が管理する器具備品に関する契約
 - ⑨グループ運営等を担う管理部門が管理する東京支店不動産の賃貸借契約等管理業務に関する契約
 - ⑩その他上記の契約に関連する一切の契約（覚書、合意書等名称の如何を問わない。）
- (2) 許認可等
甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（但し、グループ運営等に関する事業部門が管理するものを除く。）

以上

3. 次に掲げる相当性に関する事項

(1) 吸収分割により承継会社が当社に対して交付する株式の数又はその数の算定方法

当社は、平成26年7月1日を効力発生日とする吸収分割により、経営コンサルティング事業に関する権利義務について、当社の100%子会社である株式会社船井総合研究所分割準備会社(平成26年7月1日付で「株式会社船井総合研究所」に商号変更予定。)に対して、当社との間で締結した平成26年2月18日付の吸収分割契約に従い承継させることとし、当社は承継会社である株式会社船井総合研究所分割準備会社との間において、承継会社が普通株式119,000株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することといたしました。

また同様に、平成26年7月1日を効力発生日とする吸収分割により、営業サポート事業に関する権利義務について、当社の100%子会社である株式会社船井総研コーポレートリレーションズ分割準備会社(平成26年7月1日付で「株式会社船井総研コーポレートリレーションズ」に商号変更予定。)に対して、当社との間で締結した平成26年2月18日付の吸収分割契約に従い承継させることとし、当社は承継会社である株式会社船井総研コーポレートリレーションズ分割準備会社との間において、承継会社が普通株式4,000株を新たに発行し、その全てを当社に対して交付することといたしました。

各承継会社の発行済株式の全てを、当社が所有していることから、交付する株式の数を任意に定めることができると認められるため、当社と各承継会社の協議により1株当たりの純資産額等を考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

各承継会社が本吸収分割に際して増加させる資本金及び準備金の額は次のとおりであり、本吸収分割後における各承継会社の事業内容及び当社から承継する権利義務に照らして相当な額であると判断しております。

(単位：千円)

承継会社	資本金	資本準備金	利益準備金
株式会社船井総合研究所 分割準備会社	2,950,000	750,000	—
株式会社船井総研コーポレート リレーションズ分割準備会社	—	12,500	—

4. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

- (1) 株式会社船井総合研究所分割準備会社(平成26年7月1日付で「株式会社船井総合研究所」に商号変更予定。)

事業報告

(平成25年11月28日から)
(平成25年12月31日まで)

1. 事業の経過及びその成果

当社は、当期において事業活動を行っていないことから、記載すべき事項はございません。なお、株式会社船井総合研究所の経営コンサルティング事業について、平成26年7月1日付で吸収分割の方法により承継し、新体制の下で経営コンサルティング事業会社として事業を営んでまいります。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 発行可能株式総数 | 200,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,000株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社船井総合研究所	1,000株	100%

3. 会社役員に関する事項

取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高嶋 栄	代表取締役	株式会社船井総合研究所 代表取締役社長

■ 貸借対照表 (平成25年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	49,465
現金及び預金	48,917
前払費用	542
その他	6
資産合計	49,465

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	530
未払金	510
未払法人税等	15
その他	5
負債合計	530
(純資産の部)	
株主資本	48,935
資本金	50,000
利益剰余金	△1,064
その他利益剰余金	△1,064
繰越利益剰余金	△1,064
純資産合計	48,935
負債・純資産合計	49,465

■ 損益計算書 (平成25年11月28日から平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	1,049
営業損失	1,049
経常損失	1,049
税引前当期純損失	1,049
法人税、住民税及び事業税	15
当期純損失	1,064

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1,000株

- (2) 株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ分割準備会社(平成26年7月1日付で「株式会社船井総研コーポレイトリレーションズ」に商号変更予定。)

事業報告

(平成25年11月28日から)
(平成25年12月31日まで)

1. 事業の経過及びその成果

当社は、当期において事業活動を行っていないことから、記載すべき事項はございません。なお、株式会社船井総合研究所の営業サポート事業について、平成26年7月1日付で吸収分割の方法により承継し、新体制の下で営業サポート事業会社として事業を営んでまいります。

2. 株式に関する事項

- | | |
|--------------|---------|
| (1) 発行可能株式総数 | 20,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,000株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社船井総合研究所	1,000株	100%

3. 会社役員に関する事項

取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柳 樂 仁 史	代表取締役	株式会社船井総合研究所 執行役員社長室長

■ 貸借対照表 (平成25年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	49,496
現金及び預金	48,950
前払費用	542
その他	4
資産合計	49,496

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	501
未払金	482
未払法人税等	15
その他	4
負債合計	501
(純資産の部)	
株主資本	48,994
資本金	50,000
利益剰余金	△1,005
その他利益剰余金	△1,005
繰越利益剰余金	△1,005
純資産合計	48,994
負債・純資産合計	49,496

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (平成25年11月28日から平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	—
売上原価	—
売上総利益	—
販売費及び一般管理費	990
営業損失	990
経常損失	990
税引前当期純損失	990
法人税、住民税及び事業税	15
当期純損失	1,005

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■

株主資本等変動計算書

(平成25年11月28日から平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	純資産 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	－	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額								
会社設立	50,000						50,000	50,000
当期純損失					△1,005	△1,005	△1,005	△1,005
当期変動額合計	50,000	－	－	－	△1,005	△1,005	48,994	48,994
当期末残高	50,000	－	－	－	△1,005	△1,005	48,994	48,994

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■

個別注記表

株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における発行済株式の総数

普通株式

1,000株

第3号議案

定款一部変更の件

当社定款を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 提案の理由

当社は、第2号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成26年7月1日(予定)付で、経営コンサルティング事業及び営業サポート事業を吸収分割の方法により当社100%子会社にそれぞれ承継させ、持株会社となる予定であります。これによる経営組織の変更に伴いまして、商号を変更し、併せて事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるために事業目的を変更するものであります(現行定款第1条及び第2条)。

また、本変更につきましては、第2号議案が承認されることを条件とし、併せて、平成26年7月1日付で効力が生じる旨の附則を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社船井総合研究所と称し、 英文ではFunai Consulting Incorporated と表示する。	(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社船井総研ホールディング スと称し、英文では Funai Soken Holdings Incorporatedと表 示する。
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社 (外国会社を含む。)、組合(外国における組 合に相当するものを含む。)、その他これらに 準ずる事業体の株式又は持分を所有すること により、当該会社等の事業活動を支配又は管 理することを目的とする。
1. 企業経営の総合診断指導及び調査に関 する業務	1. 企業経営全般に関するコンサルティング 業務
2. 経営情報等各種情報知識の収集販売	2. 各種経営研究会及びセミナー等の開催
3. 各種情報センターの運営 (新 設)	3. 経営情報等の提供サービス業務
4. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理	4. 企業のイベントサポート及び事務代行業 務
	5. (現行どおり)

- 5. 食料品、衣料品、日用雑貨品、美術工芸品、食品加工機械の販売、仲介及び輸出入に関する業務
- 6. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 7. 図書、雑誌、手帳の出版業務
- 8. 労働者派遣事業
- 9. 有料職業紹介事業
- 10. 広告代理店業務
- 11. 投資助言・代理業
- 12. 旅行業法に基づく旅行業
(新 設)
- (新 設)
- (新 設)
- (新 設)
- (新 設)
- (新 設)
- 13. 前各号に附帯する一切の業務
(新 設)
- (新 設)

- (削 除)
- 6. (現行どおり)
- 7. (現行どおり)
- 8. (現行どおり)
- 9. (現行どおり)
- 10. (現行どおり)
- (削 除)
- 11. (現行どおり)
- 12. 情報システムの企画、開発、設計、販売、管理運営に関する業務
- 13. 情報システムの接続仲介業務並びにアクセスサービス業務
- 14. 情報システムを利用した情報の収集、管理、処理、提供の各サービス業務
- 15. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
- 16. ロジスティクスに関する各種情報提供及びコンサルティング業務
- 17. ロジスティクスに関する受託請負及びマネジメント業務
- 18. 燃料、輸送用車輛部品、梱包用資材及び日用雑貨の販売、仲介並びに輸出入に関する業務
- 19. (現行どおり)

2. 当会社は、前項各号及びこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

附 則

本定款の第1条及び第2条の規定は、平成26年7月1日付で変更後の効力を有するものとするが、当該規定変更の法的効力発生は、すべて、同日実行の吸収分割の法的効力発生前とする。なお、本附則は、平成26年7月1日の経過をもって将来に向けて自動的に全文削除される。

第4号議案

取締役8名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 たかしま
高嶋

さかえ
栄 (昭和32年5月29日生)

所有する当社の株式の数

192,121 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



再 任

昭和55年4月 当社入社
平成8年1月 当社大阪経営指導本部長
平成10年3月 当社取締役大阪経営指導本部長
平成14年3月 当社常務執行役員大阪第一経営支援本部長
平成15年3月 当社取締役常務執行役員大阪経営支援統括本部本部長
平成16年3月 当社取締役専務執行役員経営支援統括本部本部長
平成20年3月 当社代表取締役副社長
副社長執行役員ライン統括本部長
平成22年1月 当社代表取締役副社長
副社長執行役員
平成22年3月 当社代表取締役社長社長執行役員COO
平成25年3月 当社代表取締役社長社長執行役員CEO(現任)

候補者番号

2 おおの
大野

きよし
潔 (昭和29年12月5日生)

所有する当社の株式の数

119,086 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



再 任

昭和59年4月 当社入社
平成12年3月 当社取締役東京第二経営支援本部長
平成14年3月 当社執行役員東京第二経営支援本部長
平成16年3月 当社取締役常務執行役員第三経営支援本部本部長
平成22年3月 当社取締役常務執行役員CFOスタッフ統括本部長
平成25年3月 当社取締役専務執行役員スタッフ統括本部長(グループ会社担当役員)(現任)

候補者番号

3

いそ ずみ
五十棲

たけし
剛史

(昭和38年11月23日生)

所有する当社の株式の数

98,400 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



再 任

平成 6 年 5 月 当社入社
平成 15 年 3 月 当社執行役員大阪第一経営支援本部副本部長
平成 19 年 3 月 当社取締役執行役員経営支援本部副本部長兼戦略コンサルティング部長
平成 22 年 3 月 当社取締役常務執行役員ライン統括本部部長兼第四経営支援部長
平成 23 年 1 月 当社取締役常務執行役員経営企画本部部長
平成 24 年 1 月 船井(上海)商务信息咨询有限公司董事長(現任)
平成 26 年 1 月 当社取締役常務執行役員事業開発本部部長(現任)

候補者番号

4

お の
小野

たつろう
達郎

(昭和38年5月8日生)

所有する当社の株式の数

61,900 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



再 任

昭和62年 4 月 当社入社
平成 15 年 3 月 当社執行役員大阪第二経営支援本部部長
平成 19 年 3 月 当社取締役執行役員第一経営支援部長
平成 20 年 1 月 当社取締役執行役員経営支援本部部長兼第一経営支援部長
平成 22 年 3 月 当社取締役常務執行役員ライン統括副本部長兼第二経営支援部長
平成 23 年 1 月 当社取締役常務執行役員東京経営支援本部部長
平成 26 年 1 月 当社取締役常務執行役員人財開発本部部長(現任)

候補者番号

5

からつち

唐土

しんいちろう

新市郎

(昭和45年5月16日生)

所有する当社の株式の数

30,850 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



再 任

平成 5 年 4 月 当社入社
平成 17 年 1 月 当社第四経営支援部部長
平成 17 年 3 月 当社執行役員第四経営支援部部長
平成 22 年 1 月 当社執行役員ライン統括本部第一経営支援部長
平成 22 年 3 月 当社取締役執行役員ライン統括本部第一経営支援部長
平成 23 年 1 月 当社取締役執行役員大阪経営支援部部長(現任)

候補者番号

6

おくむら

奥村

たかひさ

隆久

(昭和34年7月13日生)

所有する当社の株式の数

24,450 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



再 任

平成 9 年 7 月 当社入社
平成 17 年 1 月 当社管理本部管理部部长
平成 17 年 3 月 当社執行役員管理本部管理部部长
平成 20 年 1 月 当社執行役員スタッフ統括本部財務部長
平成 21 年 1 月 当社執行役員スタッフ統括本部財務部長兼内部統制室長
平成 25 年 1 月 当社執行役員スタッフ統括副本部長兼財務部長兼内部統制室長
平成 25 年 3 月 当社取締役執行役員スタッフ統括副本部長兼財務部長兼内部統制室長(財務担当役員)(現任)

候補者番号

7

なかに
中谷

たかゆき
貴之

(昭和43年8月16日生)

所有する当社の株式の数

54,800 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



再任

平成3年4月 当社入社
平成22年1月 当社ライン統括本部第二経営支援副部長
平成22年3月 当社執行役員ライン統括本部第二経営支援副部長
平成22年7月 当社執行役員ライン統括本部第二経営支援部長
平成23年1月 当社執行役員東京経営支援本部第一経営支援部長
平成25年1月 当社執行役員東京経営支援副本部長兼第一経営支援部長
平成25年3月 当社取締役執行役員東京経営支援副本部長兼第一経営支援部長
平成26年1月 当社取締役執行役員東京経営支援本部長(現任)

候補者番号

8

すみたに
炭谷

たろう
太郎

(昭和20年11月21日生)

社外取締役候補者

所有する当社の株式の数

16,800 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況



再任

昭和44年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行)入行
平成8年7月 さくら証券株式会社常務取締役
平成9年6月 株式会社さくら銀行(現株式会社三井住友銀行)取締役
平成10年6月 同行監査役
平成13年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社(現大和証券キャピタル・マーケット株式会社)取締役
平成17年4月 同社専務取締役
平成18年7月 ベスター・ジャパン・アドバイザーズ株式会社(現エスキューブ・キャピタル・アドバイザーズ株式会社)シニア・アドバイザー
平成19年9月 同社マネージング・ディレクター
平成22年3月 当社取締役(現任)
平成26年1月 エスキューブ・キャピタル・アドバイザーズ株式会社顧問(現任)
平成26年2月 一般財団法人 交詢社 常務理事(現任)

取締役在任期間 4年
(本定時総会終結時)

『社外取締役候補者とした理由』

炭谷太郎氏は、金融機関出身者及び企業経営者としての豊富な経験と識見を活かし、当社の経営に対して提言をいただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 炭谷太郎氏は社外取締役候補者であります。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

3. 当社は、炭谷太郎氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

以上

事業報告

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や金融政策への期待感から円安と株高が進行し、輸出の持直しを背景に企業収益の改善が見られました。また、雇用情勢にも改善の兆しが見られ、景気は緩やかな回復基調をたどりました。

このような状況のもと、当社グループでは、主力の経営コンサルティング事業の業績向上により、連結経営成績は前連結会計年度と比べ増収増益となり、営業利益及び経常利益は、過去最高益を達成いたしました。

売上高 **10,065** 百万円
(前連結会計年度比**11.4%**増)

主力の経営コンサルティング事業におきまして、当連結会計年度より研修・教育に特化したコンサルティングサービスを充実させたこと、顧客関係性の強化による契約継続率が向上したことにより、コンサルティング件数が大きく増加いたしました。また、業種・テーマごとに開催している経営研究会の会員数及び経営相談窓口からの受注案件につきましても、前連結会計年度に引き続き順調に伸張いたしました。

その結果、売上高は前連結会計年度に比べて11.4%増の10,065百万円となりました。

営業利益 **2,625** 百万円
(前連結会計年度比**16.4%**増)

上記の売上高増加の要因のほかに、固定費の一部削減等により営業利益率が26.1%(前連結

会計年度は24.9%)と向上いたしました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べて16.4%増の2,625百万円となりました。

経常利益 **2,692** 百万円
(前連結会計年度比**21.6%**増)

営業外収益が90百万円、営業外費用は23百万円となり、経常利益は前連結会計年度と比べて21.6%増の2,692百万円となりました。

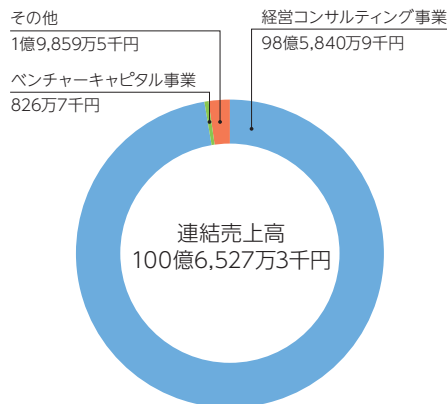
当期純利益 **1,984** 百万円
(前連結会計年度比**49.7%**増)

特別利益として投資有価証券売却益等140百万円、特別損失として59百万円、また、法人税等合計が船井キャピタル株式会社の解散に伴う法人税等の圧縮効果により789百万円にとどまったため、当期純利益は前連結会計年度と比べて49.7%増の1,984百万円となりました。

セグメント別の売上高

区分	金額	構成比	前連結会計年度比
経営コンサルティング事業	9,858,409 千円	97.9 %	111.4 %
ベンチャーキャピタル事業	8,267	0.1	—
その他	198,595	2.0	103.4

(注) 外部顧客に対する売上高を記載しております。



経営コンサルティング事業

経営コンサルティング事業は、前連結会計年度より大きく実績を伸ばし、過去最高の売上高、営業利益を達成いたしました。

当事業の主力分野のひとつである住宅・不動産業界及びレジャー・アミューズメント業界向けコンサルティングは、前年に引続き順調に業績を伸ばしました。さらに土業業界、自動車業界向けコンサルティングは、当社の会員制組織である業種別経営研究会の顧客基盤を活用することにより、前連結会計年度と比較して20%以上売上高を伸ばし、好調を維持いたしました。その他、

外食・フード、医療・介護、広告・印刷・ソフトウェア業界をはじめとした多くのコンサルティング分野においても、前連結会計年度を大きく上回る結果となりました。

その結果、売上高は9,858百万円(前連結会計年度比11.4%増)となり、営業利益は2,618百万円(同16.6%増)となりました。

ベンチャーキャピタル事業

ベンチャーキャピタル事業は、当社グループにおける経営資源の有効配分を検討した結果、同事業を営む船井キャピタル株式会社を平成25年9月27日に清算終了し、同事業から撤退いたしました。

その結果、営業損失は34百万円(前連結会計年度は営業損失25百万円)となりました。

その他

その他の事業のIT関連業務は、ITアウトソーシングが計画どおり進捗しなかったものの、ITコンサルティングにおいて前連結会計年度より定期勉強会やセミナーを積極的に行い、顧客基盤を拡充したことによって、計画を上回る実績を計上することができました。

その結果、売上高は198百万円(前連結会計年度比3.4%増)、営業利益は35百万円(同24.6%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における特段の設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における特段の資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、政府の経済政策等の効果により株価が回復し、企業収益も着実に改善する等緩やかに持ち直しつつあります。この状況において、各企業は経営資源をより効率的に活用する必要があり、そのために的確な投資判断や経営判断が求められます。

このような状況において、当社グループは、クライアント企業に総合的かつ高品質な経営コンサルティングサービスを提供することで広く社会に貢献する企業でありたいと考えております。その実現に向けて、業容の拡大、グループ経営の推進及びコーポレート・ガバナンスの強化を目的として、平成26年7月に持株会社体制への移行を目指しております。持株会社体制への移行及び今後当社グループが取り組む重点施策は次のとおりであります。

① 持株会社体制への移行

クライアントからの多種多様なニーズに対し親身に応えるとともに高品質の経営コンサルティングサービスを提供していくため、新規事業の展開やM&A等による機動的かつ戦略的な事業領域の拡充が必要であると認識しております。グループ全体のガバナンスを維持しつつ、業容を拡大し、当社グループの成長を加速させるために持株会社体制への移行が最適であると判断し、移行を決定いたしました。

② 業種別コンサルティング機能強化

より高品質な経営コンサルティングサービスを提供していくため、現在の事業領域のさらなる深耕が必要であります。当社の強みである業種別経営コンサルティングについて、経営研究会を軸にさらに進化させ、日本一の業種別事業分野を複数確立することに注力してまいります。

また、当社のコンサルティングサービスは、各業界向けのマーケティングを中心とした「業績向上」がメインテーマでありましたが、今後はそれに加え、各業界向けの教育・研修に特化したコンサルティングメニューの開発・展開を行い、「人材開発」のコンサルティングサービスを充実させてまいります。

③ テーマ別コンサルティング機能強化

業種別の枠組み以外にテーマ別のコンサルティングサービスの強化にも努めてまいります。具体的には事業承継、起業家支援、大企業向けコンサルティング、海外進出コンサルティング等があげられます。

事業承継につきましては、今後の日本が抱える課題であるとともに、コンサルティングテーマとしても様々な分野に広がる可能性を持つものであり、起業家支援につきましても、今後の国内経済の回復に伴い、ニーズが高まっていくものと予測しております。また、大企業や地方自治体・官公庁へのプロジェクト支援業務に対しても、組

組織集約することによりノウハウの共有化を促進し、受注強化を目指してまいります。さらに、海外進出コンサルティングにつきましても、特に中国やASEAN諸国を中心として現地法人との連携を深めていながら今後のコンサルティングサービスを拡充させてまいります。このように多くのテーマに対して当社グループにて対応できる体制を強化してまいります。

④マネジメント機能強化

今後、業容の拡大に伴い、組織が拡大することにより、コンサルティングを担う部門のマネジメント強化が必須の課題になってまいります。組織コンサルティング等によるノウハウの共有化はもちろんのこと、当社グループの成長において不可欠な要素として、コンサルタントを育成することが重要な課題であります。優秀な人材を採用し、優秀なコンサルタントへ育成し、公正かつ適正な評価制度を構築・運用することにより、コンサルタントを定着させるために、当社において、「人財開発本部」を設置し、採用、教育、研修、評価までを一貫して行ってまいります。

また、経営研究会や教育・研修をテーマとしたコンサルティング等が充実することにより、女性コンサルタントの活躍できるフィールドが近年増えてきております。このような背景をもとに、女性コンサルタントが成長しやすい仕組みや環境づくりを推進し、女性管理職の輩出増加にも努めてまいります。これらの施策により今後の業容

拡大に向けたマネジメント機能を強化してまいります。

⑤コンサルティングバックエンド事業の強化

当社の子会社である株式会社船井情報システムズにおけるITコンサルティング事業、平成26年1月1日より子会社化いたしました船井総研ロジ株式会社におけるロジスティクス事業を今後さらに充実させることにより、当社の経営コンサルティング事業の後工程をさらに強化してまいります。ITコンサルティング事業におきましては、成功報酬型ITコスト削減コンサルティング等をエントリー商品として、ITアウトソーシング、システム開発の受託及びITコンサルティング等クライアントのITシステム全般をサポートできる体制構築に努めてまいります。

また、ロジスティクス事業におきましては、当社の経営コンサルティング事業と連携することにより、ロジスティクスの企画・設計からオペレーションの受託、共同購入事業までのワンストップコンサルティングを強化し、荷主企業の立場にたった総合的かつ幅広いコンサルティングサービスを強化してまいります。当社グループの総合力を活かすことで、より幅広い企業経営のサポートが可能となり、クライアントのあらゆるニーズに対応できる体制づくりに努めてまいります。

⑥グループ営業サポート事業の強化

今後、当社グループの事業領域の拡大による

グループ会社や部門の増加にともない、営業サポート部門をはじめとした間接部門の分散化による非効率化が想定されます。そのため、営業サポート部門を集約させ、当社のグループ各社が各々の営業活動に専念できるよう、また、グループ内起業やM&Aがスムーズに推進されるようにバックヤード環境を整備し、より効率的な営業活動の実現を目指してまいります。具体的な施策として、グループ内の顧客基盤を集約し、ITインフラを活用して適切な顧客に対して効果的な営業プロモーションが可能となる体制を構築することと、グループ各社に対して人的サポートのみならず、ITをはじめとした社内インフラを提供し、グループ各社がコア事業に専念できる体制を整え、グループ各社の成長と連携をサポートしてまいります。

⑦内部統制、コーポレート・ガバナンスの向上

経営の透明性、効率性を確保し、企業価値の向上を図るためにコーポレート・ガバナンスの向上が不可欠と認識しており、その基盤として内部統制機能の確立は極めて重要な課題であると考えております。そこで、内部統制報告制度に対応し、経営の透明性と健全性の確保を目的とした内部統制ルールを導入し、運用しております。これにより、当社グループにおける戦略及び事業目的の推進を組織として機能させ、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化を図ってまいります。

なお、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

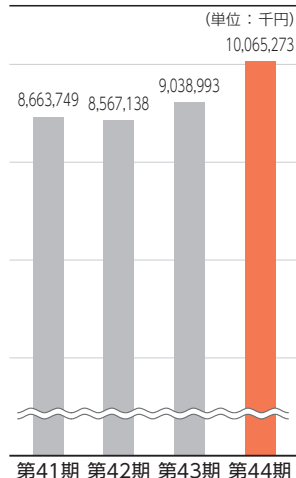
(5) 当社グループ及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

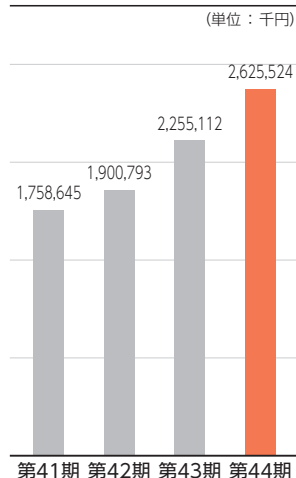
区分	平成22年度 第41期	平成23年度 第42期	平成24年度 第43期	平成25年度 第44期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	8,663,749	8,567,138	9,038,993	10,065,273
営業利益 (千円)	1,758,645	1,900,793	2,255,112	2,625,524
経常利益 (千円)	1,773,025	1,905,938	2,214,041	2,692,831
当期純利益 (千円)	583,323	1,196,931	1,325,882	1,984,546
1株当たり当期純利益 (円)	20.73	42.54	47.13	70.44
総資産 (千円)	15,853,670	16,549,727	17,347,929	18,602,354
純資産 (千円)	13,273,624	13,770,710	14,456,838	15,912,775
自己資本比率 (%)	83.5	83.1	83.2	85.3

□(参考) 連結業績推移

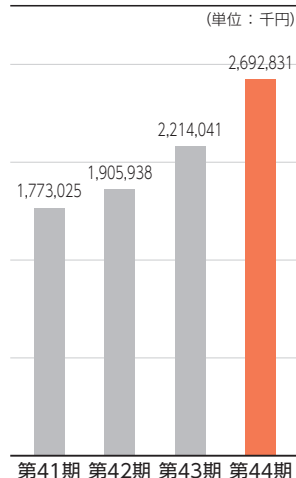
売上高



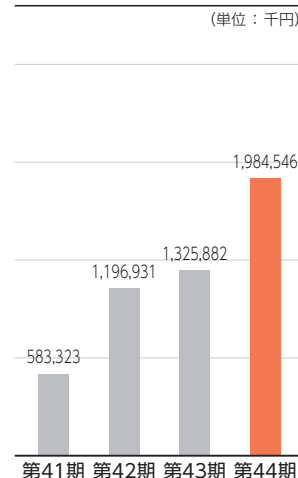
営業利益



経常利益



当期純利益

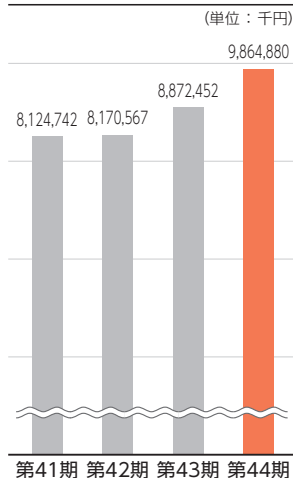


②当社の財産及び損益の状況の推移

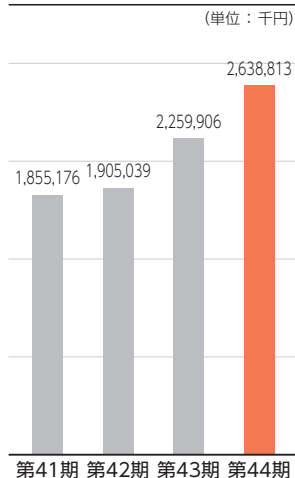
区分	平成22年度 第41期	平成23年度 第42期	平成24年度 第43期	平成25年度 第44期（当期）
売上高（千円）	8,124,742	8,170,567	8,872,452	9,864,880
営業利益（千円）	1,855,176	1,905,039	2,259,906	2,638,813
経常利益（千円）	1,873,893	1,966,441	2,233,131	2,711,645
当期純利益（千円）	572,770	1,058,251	1,318,905	1,971,025
1株当たり当期純利益（円）	20.36	37.62	46.88	69.96
総資産（千円）	15,625,548	16,502,142	17,304,629	18,565,595
純資産（千円）	13,378,050	13,754,321	14,455,648	15,888,177
自己資本比率（％）	85.6	83.3	83.4	85.3

□(参考)個別業績推移

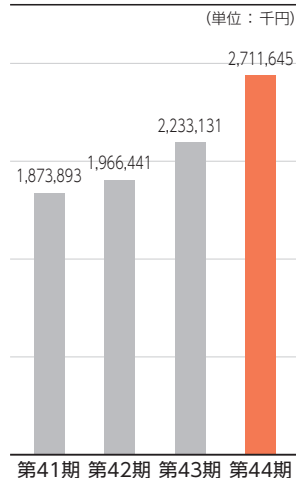
売上高



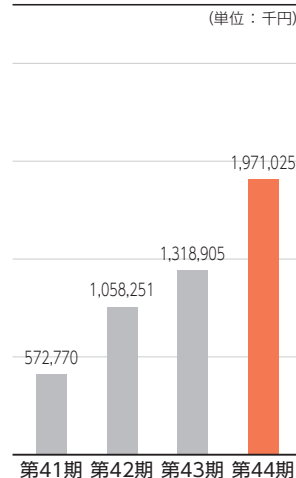
営業利益



経常利益



当期純利益



(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (出 資)	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 船井情報システムズ	60,000 千円	100.0 %	システムコンサルティング
船井(上海)商务信息咨询有限公司	30,000	100.0	経営コンサルティング事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記に記載している2社を含む4社であります。

2. 当連結会計年度より、平成25年11月に新たに設立した株式会社船井総合研究所分劃準備会社、株式会社船井総研コーポレートリレーションズ分劃準備会社を連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度において、船井キャピタル株式会社は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容

①経営コンサルティング事業

②その他

(注) ベンチャーキャピタル事業につきましては、同事業を営む船井キャピタル株式会社を平成25年9月27日に清算結了し、同事業から撤退いたしました。

(8) 主要な拠点等

①経営コンサルティング事業

大阪本社 大阪市中央区

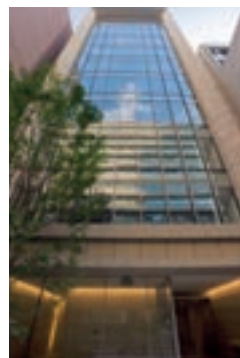
東京本社 東京都千代田区

五反田オフィス 東京都品川区

船井(上海)商务信息咨询有限公司 中国上海市

②その他

株式会社船井情報システムズ 東京都品川区



大阪本社



東京本社

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

種 類	従 業 員 数
経 営 コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	502 名
そ の 他	9
全 社 (共 通)	54
合 計	565

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー（61名）は含めておりません。
2. ベンチャーキャピタル事業につきましては、同事業を営む船井キャピタル株式会社を平成25年9月27日に清算終了し、同事業から撤退いたしました。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
551名	37名増	34.5歳	7.5年

(注) 従業員数には、出向社員（2名）を含めており、パートタイマー（60名）は含めておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100 百万円

2 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数… 130,000,000株

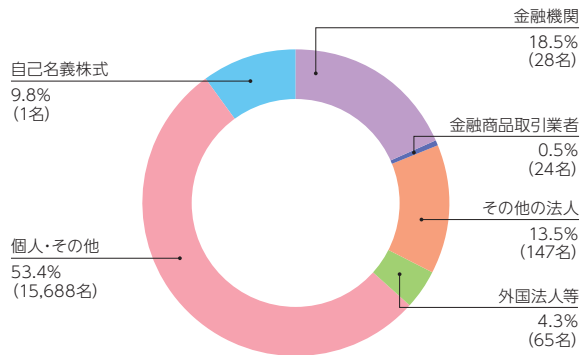
(2)発行済株式の総数 … 28,202,111株
(自己株式3,049,366株を除く)

(3)株主数 …………… 15,953名

(4)単元株式数…………… 100株

(5)大株主(上位10名)

■ (ご参考)所有者別株式分布状況(株式数比率)



株主名	持株数	持株比率
船井幸雄	2,785 千株	9.87 %
株式会社船井本社	2,702	9.58
株式会社三井住友銀行	1,084	3.84
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金信託口）	825	2.92
船井総合研究所従業員持株会	594	2.10
日本生命保険相互会社	590	2.09
本告正	526	1.86
株式会社三菱東京UFJ銀行	452	1.60
三露勲夫	450	1.59
第一生命保険株式会社	399	1.41

(注) 持株比率は自己株式（3,049,366株）を控除して計算しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称	2012- I 新株予約権	2013- I 新株予約権
発行決議の日	平成24年4月17日	平成25年4月16日
新株予約権の数	250個	280個
保有人数 取締役（社外取締役を除く）	7名	7名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 25,000株 (1個あたり100株)	普通株式 28,000株 (1個あたり100株)
新株予約権の発行価格	292円（注）1	465円（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	平成24年5月8日～平成54年5月7日	平成25年5月8日～平成55年5月7日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

（注）1. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価291円を合算しております。

2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価464円を合算しております。

(2) 当事業年度中に当社執行役員、従業員及び子会社役員に対して交付された新株予約権の内容の概要

名称	2013- I 新株予約権	2013- II 新株予約権
発行決議の日	平成25年4月16日	平成25年4月16日
新株予約権の数	120個	3,365個
交付人数 当社執行役員 当社従業員 子会社役員	6名 — —	— 204名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 12,000株 (1個あたり100株)	普通株式 336,500株 (1個あたり100株)
新株予約権の発行価格	465円（注）1	738円（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり621円
新株予約権の行使期間	平成25年5月8日～平成55年5月7日	平成27年5月10日～平成30年5月9日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	平成24年12月期の連結営業利益額に対して、平成26年12月期の連結営業利益額が上回った場合、新株予約権の権利行使期間の最終日まで権利行使ができるものとする。

（注）1. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価464円を合算しております。

2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額621円と付与日における公正な評価単価117円を合算しております。

4 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高 嶋 栄	代表取締役社長 社長執行役員 C E O	
大 野 潔	取締役 専務執行役員スタッフ統括本部長 (グループ会社担当役員)	
五十 棲 剛 史	取締役 常務執行役員経営企画本部長	船井(上海) 商务信息咨询有限公司 董事長
小 野 達 郎	取締役 常務執行役員東京経営支援本部長	
唐 土 新 市 郎	取締役 執行役員大阪経営支援本部長	
奥 村 隆 久	取締役 執行役員スタッフ統括副本部長兼財務部長兼内部統制室長 (財務担当役員)	
中 谷 貴 之	取締役 執行役員東京経営支援副本部長兼第一経営支援部長	
炭 谷 太 郎	取締役	エスキューブ・キャピタル・アドバイザーズ株式会社 マネージング・ディレクター
百 村 正 宏	常勤監査役	
中 尾 篤 史	監査役	C S アカウンティング株式会社 専務取締役
小 林 章 博	監査役	弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所 代表

- (注) 1. 炭谷太郎氏は、社外取締役であります。
2. 中尾篤史氏及び小林章博氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役百村正宏は、当社の財務部門において10年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役炭谷太郎氏、社外監査役中尾篤史氏及び小林章博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当期中の取締役の異動
小山政彦は、平成25年3月23日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
取締役奥村隆久及び中谷貴之は、平成25年3月23日開催の第43回定時株主総会にて新たに選任され就任いたしました。
6. 当期中の監査役の異動
冲信春彦氏及び高松重雄氏は、平成25年3月23日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって辞任により監査役を退任いたしました。
社外監査役中尾篤史氏及び小林章博氏は、平成25年3月23日開催の第43回定時株主総会にて新たに選任され就任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	9名	259,862千円
監査役	5名	20,370千円
合 計	14名	280,232千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年3月25日開催の第36回定時株主総会において年額400,000千円以内(但し、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。)と決議いたしております。また、平成24年3月24日開催の第42回定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、報酬限度額である年額400,000千円の枠内において、年額20,000千円以内(但し、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まない。)で付与することを決議いたしております。
2. 監査役の報酬限度額は、昭和63年3月20日開催の第18回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いたしております。
3. 上記報酬等の額のうち、社外役員に対する報酬額は5名で11,850千円であります。
4. 上記報酬等の額には、平成25年3月23日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外監査役2名に対する報酬等の額を含んでおります。
5. 上記報酬等の額には、当社取締役(社外取締役を除く)に対してストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額6,907千円を含んでおります。
6. 上記報酬等の額には、平成25年3月23日開催の第43回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し支給した役員退職功労金58,405千円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 炭谷太郎

ア. 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職に関する事項

エスキューブ・キャピタル・アドバイザーズ株式会社のマネージング・ディレクターであります。

また、当社とエスキューブ・キャピタル・アドバイザーズ株式会社との間には特別な関係はありません。

なお、平成26年1月から同社顧問に就任しております。

イ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、主に金融機関出身者及び企業経営者としての見地から発言を行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

②監査役 中尾篤史

ア. 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職に関する事項

CSアカウンティング株式会社の専務取締役であります。

なお、当社とCSアカウンティング株式会社との間には特別な関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

就任後に開催された取締役会13回全て、監査役会9回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③監査役 小林章博

ア. 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職に関する事項

弁護士法人中央総合法律事務所の京都事務所の代表であります。

なお、当社と弁護士法人中央総合法律事務所との間には特別な関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

ウ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

就任後に開催された取締役会13回全て、監査役会9回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(注) 平成25年3月23日開催の第43回定時株主総会において、新たに有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

20,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合もしくは企業会計審議会が定める監査基準等に照らして不適切な会計監査を行っており、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案として提出する方針であります。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」を設けており、「自らの職務を規制している法令を守るだけでなく、様々なルールや社会規範を遵守する」とし「常に企業の目的を自覚し、法令はもちろん、高い企業倫理に則り経営にあたることを明確に自覚して、毎日の業務を遂行する」ものとする。

また、当社の取締役は当社グループ全体における企業倫理の遵守並びに浸透を率先して行うものとする。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」を設けており、「自らの職務を規制している法令を守るだけでなく、様々なルールや社会規範を遵守する」とし「常に企業の目的を自覚し、法令はもちろん、高い企業倫理に則り経営にあたることを明確に自覚して、毎日の業務を遂行する」ものとする。

また、当社の取締役は当社グループ全使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を遵守するよう研修・指導を行わせるものとする。

代表取締役に直結する内部監査室は、業務執行の状況について内部監査を行うものとする。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」を設けており、取締役は、その職務に関わる文書、重要な情報を法令、「文書管理規程」、「機密文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に保存し管理するものとする。

スタッフ統括本部長は保存及び管理について監視監督するものとする。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険の管理に関して「危機管理規程」を設けているほか、損失の危険の管理を含めた危機管理を行う組織として取締役をはじめとした全社横断的な「リスク管理委員会」を設置し、問題点の把握、危機発生時の機動的な対応を行うものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のなかに社外取締役を設ける。取締役会は毎月1回以上開催することとし、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせ、業務の執行状況の監督を行うものとする。

(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「グループ会社管理規程」を設け、関係会社の業務運営等を管理する。さらに当社企業集団としての業務の適正と効率性を確保するため、諸規程を整備し、あわせてグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行えるよう指導することとする。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①取締役は、監査役の求めがあれば、従業員を監査役の職務の補助に従事させ、監査役補助者が所属する監査室を設置することとする。
- ②監査役補助者は、監査役の職務の補助に専従するものとする。

(8) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

- ①取締役は、全従業員に等しく命ずべき職務を除き、監査役補助者を指揮命令できない。
- ②監査役補助者の人事考課、異動、懲戒については、事前に監査役の同意を得るものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

代表取締役及び各業務担当取締役は、取締役会で自らの職務の執行状況を正確に報告しなければならない。また、取締役は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、その事実を監査役に報告しなければならない。

(10) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は社外監査役とし、監査の透明性を担保するものとする。当社会計監査人と監査手続、監査内容等に随時情報交換を行うこととする。また、必要に応じて顧問法律事務所より助言を受けるものとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成25年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	8,265,030
現金及び預金	4,086,055
受取手形及び売掛金	1,117,207
有価証券	2,808,132
仕掛品	70,877
原材料及び貯蔵品	3,798
短期貸付金	50,000
その他の流動資産	221,934
貸倒引当金	△92,976
固定資産	10,337,324
有形固定資産	6,426,588
建物及び構築物	1,485,262
土地	4,878,640
リース資産	20,469
その他の有形固定資産	42,215
無形固定資産	480,585
借地権	322,400
ソフトウエア	143,135
その他の無形固定資産	15,049
投資その他の資産	3,430,150
投資有価証券	2,080,497
長期貸付金	18,000
前払年金費用	694,813
その他の投資	663,403
貸倒引当金	△26,564
資産合計	18,602,354

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	1,712,355
支払手形及び買掛金	1,995
短期借入金	100,000
リース債務	12,069
未払法人税等	392,755
その他の流動負債	1,205,535
固定負債	977,223
社債	600,000
リース債務	10,536
繰延税金負債	299,500
その他の固定負債	67,187
負債合計	2,689,578
(純資産の部)	
株主資本	15,721,751
資本金	3,125,231
資本剰余金	2,960,428
利益剰余金	11,308,490
自己株式	△1,672,397
その他の包括利益累計額	137,310
その他有価証券評価差額金	125,174
為替換算調整勘定	12,135
新株予約権	53,713
純資産合計	15,912,775
負債・純資産合計	18,602,354

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,065,273
売上原価		6,434,974
売上総利益		3,630,298
販売費及び一般管理費		1,004,773
営業利益		2,625,524
営業外収益		
受取利息	10,407	
受取配当金	17,260	
保険配当金	16,058	
貸倒引当金戻入額	15,000	
その他の営業外収益	31,818	90,545
営業外費用		
支払利息	8,767	
投資有価証券評価損	3,031	
為替差損	2,698	
投資事業組合管理費	4,576	
その他の営業外費用	4,165	23,238
経常利益		2,692,831
特別利益		
固定資産売却益	569	
投資有価証券売却益	140,208	140,778
特別損失		
固定資産除却損	1,243	
役員退職功労金	58,405	59,648
税金等調整前当期純利益		2,773,961
法人税、住民税及び事業税	763,358	
法人税等調整額	26,056	789,414
少数株主損益調整前当期純利益		1,984,546
当期純利益		1,984,546

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結株主資本等変動計算書 (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	10,056,099	△1,710,049	14,417,916
当期変動額					
剰余金の配当			△732,156		△732,156
当期純利益			1,984,546		1,984,546
自己株式の取得				△298	△298
自己株式の処分		13,793		37,949	51,743
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	13,793	1,252,390	37,651	1,303,834
当期末残高	3,125,231	2,960,428	11,308,490	△1,672,397	15,721,751

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	20,035	3,287	23,322	15,599	14,456,838
当期変動額					
剰余金の配当					△732,156
当期純利益					1,984,546
自己株式の取得					△298
自己株式の処分					51,743
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,139	8,848	113,987	38,114	152,102
当期変動額合計	105,139	8,848	113,987	38,114	1,455,936
当期末残高	125,174	12,135	137,310	53,713	15,912,775

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成25年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	8,038,962
現金及び預金	3,880,299
売掛金	1,101,751
有価証券	2,808,132
仕掛品	70,645
原材料及び貯蔵品	3,798
前払費用	68,798
繰延税金資産	42,151
未収収益	4,965
短期貸付金	50,000
立替金	78,683
その他の流動資産	22,583
貸倒引当金	△92,847
固定資産	10,526,632
有形固定資産	6,424,826
建物	1,476,807
構築物	7,874
器具備品	41,034
土地	4,878,640
リース資産	20,469
無形固定資産	479,838
借地権	322,400
ソフトウェア	142,568
その他の無形固定資産	14,869
投資その他の資産	3,621,967
投資有価証券	2,080,497
関係会社株式	163,992
出資金	2,050
関係会社出資金	30,000
長期貸付金	18,000
前払年金費用	694,813
保険積立金	256,420
その他の投資	402,756
貸倒引当金	△26,564
資産合計	18,565,595

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	1,700,193
短期借入金	100,000
リース債務	12,069
未払金	595,128
未払法人税等	389,217
前受金	266,977
預り金	201,992
その他の流動負債	134,808
固定負債	977,223
社債	600,000
リース債務	10,536
繰延税金負債	299,500
その他の固定負債	67,187
負債合計	2,677,417
(純資産の部)	
株主資本	15,709,289
資本金	3,125,231
資本剰余金	2,960,428
資本準備金	2,946,634
その他資本剰余金	13,793
利益剰余金	11,296,027
利益準備金	168,818
その他利益剰余金	11,127,209
別途積立金	8,100,000
繰越利益剰余金	3,027,209
自己株式	△1,672,397
評価・換算差額等	125,174
その他有価証券評価差額金	125,174
新株予約権	53,713
純資産合計	15,888,177
負債・純資産合計	18,565,595

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,864,880
売上原価		6,299,319
売上総利益		3,565,561
販売費及び一般管理費		926,747
営業利益		2,638,813
営業外収益		
受取利息及び配当金	34,285	
その他の営業外収益	58,258	92,543
営業外費用		
支払利息	8,767	
その他の営業外費用	10,944	19,711
経常利益		2,711,645
特別利益		
固定資産売却益	569	
投資有価証券売却益	140,208	140,778
特別損失		
固定資産除売却損	513	
子会社清算損	39,779	
役員退職功労金	58,405	98,698
税引前当期純利益		2,753,724
法人税、住民税及び事業税	756,342	
法人税等調整額	26,356	782,699
当期純利益		1,971,025

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,125,231	2,946,634	－	2,946,634
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			13,793	13,793
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	13,793	13,793
当期末残高	3,125,231	2,946,634	13,793	2,960,428

	株 主 資 本			
	利益準備金	利益剰余金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	168,818	8,100,000	1,788,340	10,057,158
当期変動額				
剰余金の配当			△732,156	△732,156
当期純利益			1,971,025	1,971,025
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	－	－	1,238,869	1,238,869
当期末残高	168,818	8,100,000	3,027,209	11,296,027

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,710,049	14,418,975	21,073	21,073	15,599	14,455,648
当期変動額						
剰余金の配当		△732,156				△732,156
当期純利益		1,971,025				1,971,025
自己株式の取得	△298	△298				△298
自己株式の処分	37,949	51,743				51,743
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			104,100	104,100	38,114	142,214
当期変動額合計	37,651	1,290,313	104,100	104,100	38,114	1,432,528
当期末残高	△1,672,397	15,709,289	125,174	125,174	53,713	15,888,177

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年2月12日

株式会社 船井総合研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社船井総合研究所の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総合研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年2月12日

株式会社 船井総合研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 洋文 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社船井総合研究所の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び全事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、かつ必要に応じて子会社の取締役会に出席し、事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容とその運用は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月17日

株式会社 船井総合研究所 監査役会

常勤監査役 百 村 正 宏 ⑩

監 査 役 中 尾 篤 史 ⑩

監 査 役 小 林 章 博 ⑩

(注) 監査役中尾篤史及び監査役小林章博は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

▶事業年度

毎年1月1日から12月31日まで

▶定時株主総会

毎年3月

▶配当金支払株主確定日

期末配当金 毎年 12月31日
中間配当金 毎年 6月30日

▶単元株式数

100株

▶株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

▶同連絡先

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部▶電話：0120-094-777（通話料無料）

特別口座に登録された株式に関する各種お手続き用紙のご請求は、次の三菱UFJ信託銀行株式会社の電話及びインターネットでも24時間承っております。

電話（通話料無料）

0120-244-479（東京）
0120-684-479（大阪）

インターネットホームページ

<http://www.tr.mufg.jp/daikou/>

大阪本社

〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10 TEL：06-6232-0271（代）

（淀屋橋セミナープレイス）

〒541-0041 大阪市中央区北浜4-7-28 住友ビル2号館7階

東京本社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-6
日本生命丸の内ビル21階 TEL：03-6212-2921（代）

五反田オフィス

〒141-8527 東京都品川区西五反田6-12-1
TEL：03-6212-4010（代）

（芝セミナープレイス）

〒105-0014 東京都港区芝3-4-11

▶公告方法

電子公告

当社ホームページ（<http://www.funaisoken.co.jp/>）に掲載します。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

▶株主優待制度（平成25年12月31日現在）

<対象株主様>

毎年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様

<贈呈基準及び贈呈内容>

100株以上1,000株未満保有……………図書カード500円分
1,000株以上5,000株未満保有……………図書カード1,000円分
5,000株以上10,000株未満保有……………全国共通ギフト券5,000円分
10,000株以上保有……………全国共通ギフト券10,000円分



船井総合研究所のホームページでは、セミナーや研究会、広報・IR情報のご案内の他に、当社在籍のコンサルタントが経営コラムを提供しています。経営コラムには、無料のものと有料のものがございます。有料コラムにつきましては、当社月額制会員サービス「FUNAI メンバーズ Plus」に入会していただきますとご覧いただけます。3ヶ月間無料お試し入会も可能ですので、ぜひご利用ください。

船井総研

検索

<http://www.funaisoken.co.jp/>

過去のIR情報もこちらからご覧いただけます。

株主総会会場 ご案内図

大阪市北区梅田3丁目1番1号 ホテルグランヴィア大阪20F
TEL 06-6344-1235 (代表)

なにも
名庭の間



J R大阪駅からのアクセス



交通の
ご案内

J R大阪駅 中央改札口出て右手すぐ

Funai Consulting Inc.



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。